

棚倉町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

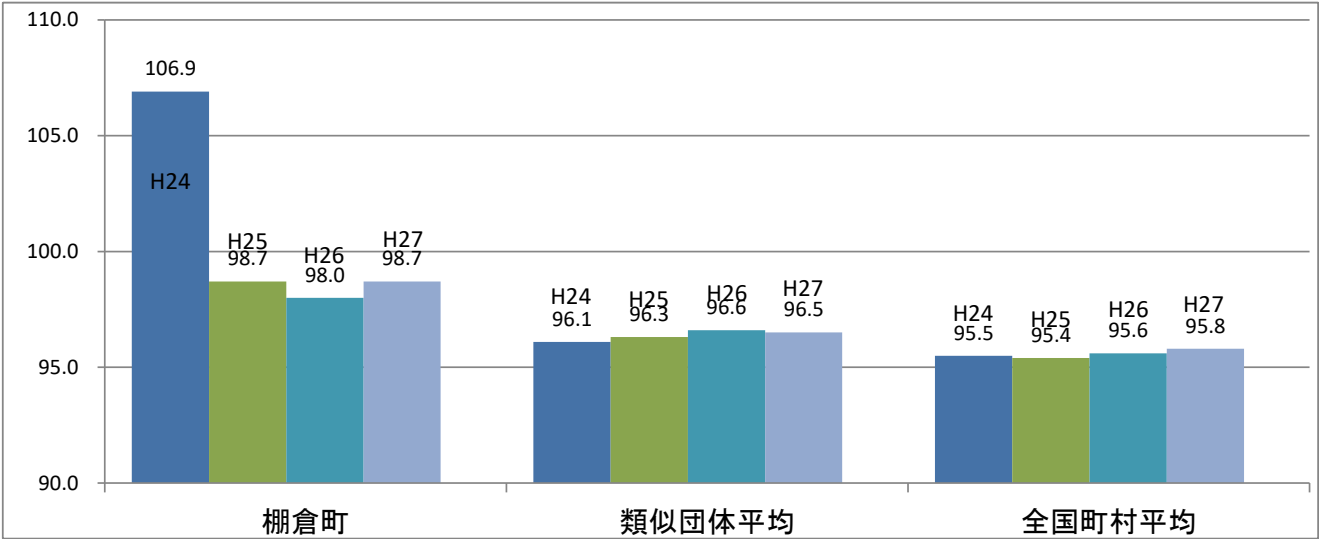
区 分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成25度の人件費率
平成26年度	14,820	千円 6,836,010	千円 288,456	千円 1,051,949	% 15.4	% 12.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
平成26年度	人 110	千円 393,984	千円 74,823	千円 162,707	千円 631,514	千円 5,741	千円 5,411

- (注) 1 職員手当てには退職手当を含まない。
2 職員数は平成26年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。
※平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

なし

(4) 給与改定の状況

棚倉町では人事委員会を置いていないため改定状況についての公表はできない。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給与表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職給料表については、県人事委員会勧告に準拠した見直しを行い、平均1%引き下げ。高齢層を中心に最大3%程度引き下げ、若年層は引き上げた。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合 (H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合				
棚倉町の支給割合				

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について県の見直しを踏まえて実施。(平成27年4月1日)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
棚倉町	42.4 歳	328,400 円	371,191 円	359,001 円
福島県	42.8 歳	335,000 円	420,845 円	365,724 円
国	43.5 歳	334,283 円	408,996 円	- 円
類似団体	41.3 歳	306,994 円	355,989 円	330,413 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較の国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		棚 倉 町	福 島 県	国
一般行政職	大学卒	179,300 円	186,000 円	174,200 円
	高校卒	146,300 円	150,800 円	142,100 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成27年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	円 255,050	円 在職なし	円 387,300	円 412,200
	高校卒	円 在職なし	円 306,500	円 370,200	円 387,900

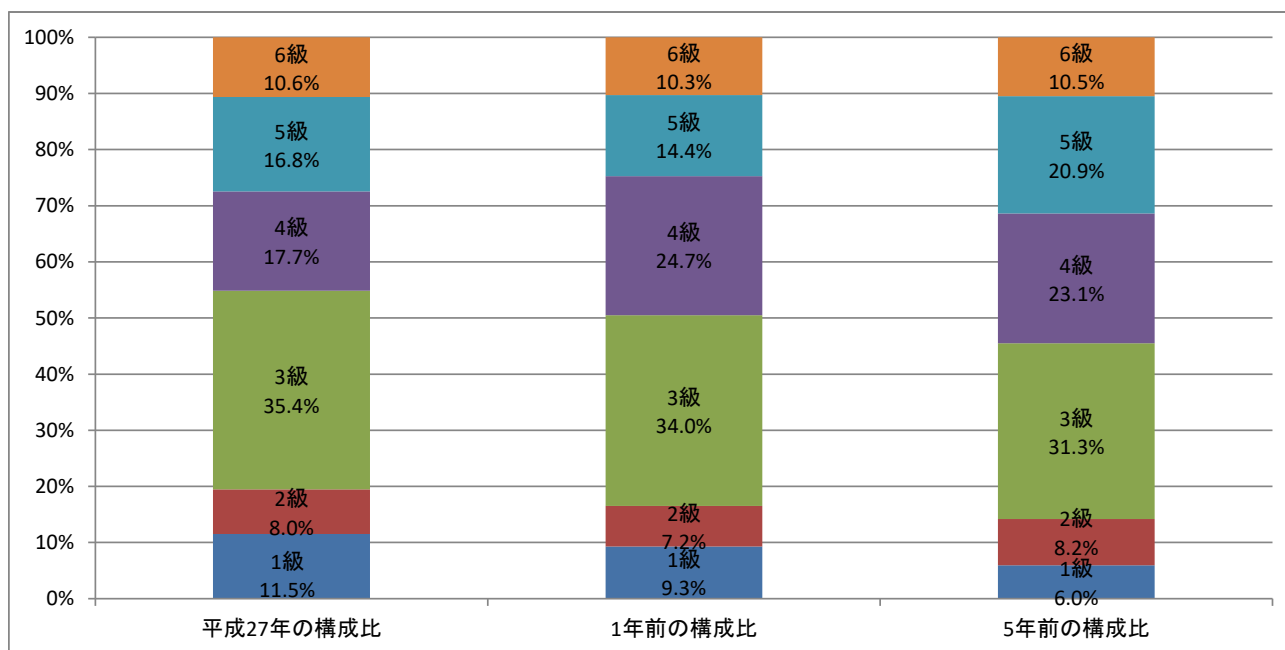
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	標準的な職務の内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	人 13	11.5%	円 141,700	円 252,000
2級	主任主事	人 9	8.0%	円 193,400	円 310,700
3級	主査	人 40	35.4%	円 230,300	円 357,800
4級	主任主査・係長	人 20	17.7%	円 265,800	円 393,000
5級	課長補佐	人 19	16.8%	円 293,200	円 404,600
6級	課長	人 12	10.6%	円 324,900	円 423,800

(注) 1 棚倉町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及びそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の1年間の勤務成績について、監督者の証明を得てから勤務成績が良好である職員の号給数を4号(55歳を超える職員は2号)とすることを標準とし昇給する。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

棚 倉 町	福 島 県	国
1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,479千円	1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,684千円	
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.550 月分 勤勉手当 1.500 月分 (1.400) 月分 (0.700) 月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.550 月分 勤勉手当 1.500 月分 (1.400) 月分 (0.700) 月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.500 月分 (1.45) 月分 (0.700) 月分
(加算措置の状況) ※制度上の段階、職務の等級による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) ※制度上の段階、職務の等級による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) ※制度上の段階、職務の等級による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤勉手当は6月1日、12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務実績に応じて支給。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

棚 倉 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算 (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 24,463千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	120/100	- 人	- %

(4) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)			0	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)			0	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)			0	%
手当の種類(手当数)			2	
手当での名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
防疫作業に従事した職員の特殊勤務手当	右記作業に従事した職員	感染症等防疫作業に従事した場合	千円 0	勤務した1日につき 500 円
行旅死亡人等の取扱いに従事した職員の特殊勤務手当	〃	行旅死亡人の処理をしたとき	千円 0	勤務した1回につき 5,000 円
〃	〃	行旅病人を収容したとき	千円 0	勤務した1回につき 1,000 円

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績 (平成26年度決算)	31,783 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	373 千円
支 給 実 績 (平成25年度決算)	20,901 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	162 千円

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の 制度 との 異同	国の制度と異なる内容	支給実績(26年度決算)	支給職員1人当たり平 均支給年額(26年度決 算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 (支給単価) 配偶者13,000円 その他6,500円 子のうち16 歳以上23 歳未満5,000円加算	同		14,110千円	247,544円
住 居 手 当	借家等に居住し、月額9,500円を超える 家賃を支払っている職員に支給 (支給単価) 上限27,000円	異	国: 月額12,000円を超 える家賃を支払って いる職員に支給	4,795千円	299,688円
通 勤 手 当	通勤のため、交通機関等を利用してそ の運賃等を負担し、又は自動車等の交 通用具を使用することを常例とする職 (支給単価) 交通機関利用: 運賃相当額58,000を超 える場合、超える額の1/2を加算 自動車等利用: 通勤距離に応じた額 80km以上上限50,400 円	異	国: 運賃相当額55,000 円以下	4,522千円	65,536円
単 身 赴 任 手 当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事 情により、配偶者と別居し、単身で生活 する職員に支給 (支給単価) 23,000 円 距離に応じた加算額45,000 円を超えない額	異	国: 支給単価26,000円	0千円	0円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員のうち 規則で指定する職にある職員に支給 (支給単価) 職に応じた額(定額)	同		11,561千円	444,654円
宿 日 直 手 当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支 給 (支給単価) 勤務1 回につき4,900 円	異	国: 一般の宿日直の場 合4,200円	593千円	4,900円
寒 冷 地 手 当	基準日(毎年11月から翌3月までの各月 の初日)において、支給対象地域に在 勤する職員に対して支給 (支給単価) 基準日における地域の区分及び職員 の世帯等の区分等に応じた額	同		7,083千円	64,391円

5 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額	等
			(参考)類似団体における最高／最低額
給 料	町 長	790,000 円 (790,000) 円	846,000 円 / 553,000 円
	副 町 長	634,000 円 (634,000) 円	676,000 円 / 480,000 円
	教 育 長	599,000 円 (599,000) 円	— 円 / — 円
報 酬	議 長	323,000 円 (323,000) 円	340,000 円 / 247,000 円
	副 議 長	246,000 円 (246,000) 円	280,000 円 / 191,100 円
	議 員	225,000 円 (225,000) 円	258,000 円 / 172,900 円
(平成27年度支給割合)			
期 末 手 当	町 長	3.05月分 (6月期 1.475月 / 12月期 1.575月)	
	副 町 長	3.05月分 (6月期 1.475月 / 12月期 1.575月)	
退 職 手 当	議 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	副 議 長	790,000×48月×(48/100) 18,201,600円 平成28年9月	
	議 員	634,000×48月×(29/100) 8,825,280円 平成31年4月	
	教 育 長	599,000×48月×(20/100) 5,750,400円 平成28年10月	
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

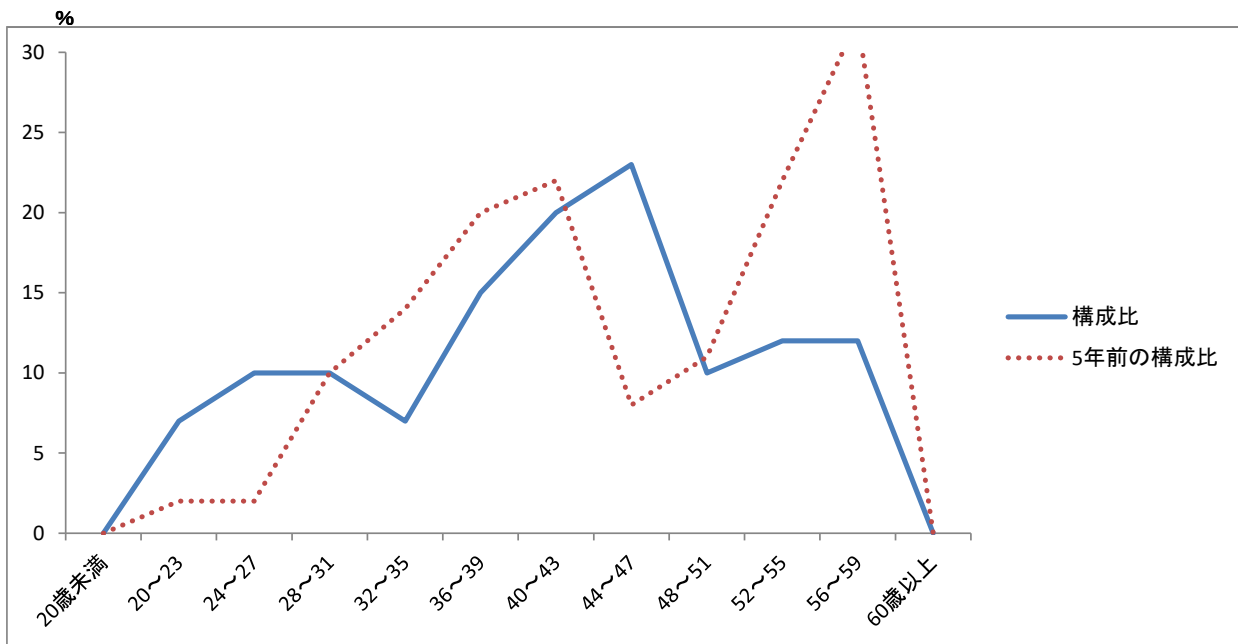
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部 門		平成26年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	議 会	3	2	△ 1	
	総 務	27	29	2	事務の統廃合による減
	税 務	9	9	0	
	民 生	10	10	0	事務の統廃合による減
	衛 生	8	9	1	
	労 働			0	
	農林水産	7	7	0	
	商 工	4	4	0	業務増に対応するための増員
	土 木	8	8	0	
	計	76	78	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 52.63 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 75.12 人)
	教育部門	37	34	△ 3	
公 営 企 業 等	消防部門				
	小 計	113	112	△ 1	<参考> 人口1万人当たりの職員数 75.57 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 92.69 人)
	水 道	5	5	0	
	下水道	2	2	0	事務の統廃合による減
	その他	7	7	0	
合 計		127 [155]	126 [155]	△ 1	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計でる。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	7	10	10	7	15	20	23	10	12	12	0	126

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	83	78	75	78	76	78	▲5(▲6.0%)
教 育	40	38	38	36	37	34	▲6(▲15.0%)
消 防							(%)
普通会計計	123	116	113	114	113	112	▲11(▲8.9%)
公営企業等会計計	20	18	17	15	14	14	▲6(▲30.0%)
総合計	143	134	130	129	127	126	▲17(▲11.9%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。